

参考資料

広島県研究開発評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 県立総合技術研究所が実施する研究課題に関する評価等を行うため、広島県研究開発評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 県立総合技術研究所が実施する研究課題等に関する評価
- (2) その他研究開発の推進に関して、必要と認められる事項

(組織等)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって構成し、知事が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから知事が指名する。
- 3 委員長は、委員会の所掌事務を総括する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(ワーキンググループ)

第4条 ワーキンググループは、ワーキングスタッフをもって構成し、知事が委嘱する。

- 2 ワーキンググループは、特定の研究分野・研究課題について評価を行うものとし、その運営については、委員長が別に定める。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、県立総合技術研究所企画部において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

広島県研究開発評価委員会委員名簿

区分	氏名	所属
委員長	井藤壯太郎	広島大学名誉教授
副委員長	塩沢 孝之	元産業科学技術研究所副所長
委員	今岡 務	広島工業大学大学院環境学研究科教授
	廿日出郁夫	アヲハタ株式会社常務取締役 品質管理・R&D担当
	藤田耕之輔	広島大学大学院生物圏科学研究科教授
	前田 香織	広島市立大学情報科学研究科教授
	松岡 孟	マツダ株式会社技術研究所所長

経 緯

6月～7月中旬	追跡評価を実施 各技術センターにおいて報告書，個別評価を記入
8月下旬 ～9月上旬	事務局でヒアリングを実施し，記載内容や個別評価結果を調整
9月27日	広島県研究開発評価委員会 追跡評価結果を討議